

Fax News

^{発行先:}栃木県保険医協会

〒320-0017 宇都宮市戸祭台29-17 TEL 028-622-0083 FAX 028-627-0648

第3次補正予算による感染症拡大防止支援金 厚労省が申請方法等を公表 2/28(E)

第3次補正予算による感染拡大防止等支援事業の追加補助「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について、申請方法等が公表されたのでお知らせします。 今回、申請先は県ではなく、厚労省となりますのでご注意ください。

【対象医療機関と補助金額】 院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、以下の医療機関

- ① 診療・検査医療機関 100万円
- ② ①以外の病院、有床診療所(医科・歯科)

25万円+5万円×許可病床数

③ ①以外の無床診療所(医科・歯科)

25万円

【対象期間、対象経費】 2次補正予算による支援金の対象経費と同様です 2020年12月15日~2021年3月31日までにかかる経費

- ●対象経費の例 Q&Aより
- ・日常業務に要する消耗品費(固定資産に計上しないもの)
- ・日常診療に要する材料費(衛生材料、消毒薬など) ※直接診療報酬等を請求できるもの以外
- ・ 換気のための軽微な改修 (修繕費となるもの)
- ・水道光熱費、燃料費・電話料、インターネット接続等の通信費
- 休業補償保険等の保険料
- ・受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
- ・受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
- ・日常診療に要する検査外注費 ※直接診療報酬等を請求できるもの以外
- ・既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料
- ・既存の診療スペースに係る家賃
- ・既存の医療機器・事務機器のリース料
- *従前から勤務している者および通常の医療の提供を行う者の人件費は対象となりません。
- *感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

【申請方法】 紙媒体による郵送のみ

(1)提出期間

2021年2月4日~2月28日(当日消印有効) ※申請は1回限り

- (2) 必要書類
 - ①交付申請書(※)

※精算払いの場合は第5号様式、概算払いの場合は第3号様式を用いる

- ② 申請書の別紙
- ③ 厚労省への請求書
- ④ 領収書等の写し (精算払いの場合のみ。概算払いの場合も実績報告時に必要となる)
- ⑤「診療・検査医療機関(仮称)」であることを証明する書類 例:都道府県からの指定通知書〈診療・検査医療機関のみ〉
- (3)提出先

住所:〒119-0397銀座郵便局留

宛先:厚生労働省 新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

【事業実績報告の提出】

概算払いで申請した場合、支出が終わった日から1ヵ月以内または2021年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

【補助金に関するQ&A】 ※一部抜粋

Q6 交付決定前に契約した事業であっても、本補助金の交付要綱に沿った事業であれば、補助対象になるのでしょうか。

A 6 交付要綱に基づいた事業であり、令和2年12月15日から令和3年3月31日までの期間に実施する事業に係る経費であれば補助対象となり得ます。ただし、今回の対象経費には令和2年度第2次補正予算の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」や令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」など他の補助事業の対象経費としたものを計上することはできません。

Q12 備品購入費について、新型コロナ患者・疑い患者の診療に要する機器・備品の購入に限らず、日常 診療業務に要する医療機器、空気清浄機、事務機器等の備品も対象となり得ますか。

A12 本事業は、感染防止対策に取り組む保険医療等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染防止対策等の支援を行うことを目的としています。こうした補助金の目的に合致するものは、感染拡大防止対策に要する費用そのものにとどまらず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。

〔申請に関する相談窓口〕

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話:0120-336-933 (平日9:30~18:00)